

一般廃棄物管理型最終処分場安全監視委員会設置要綱

(平成23年指宿広域市町村圏組合告示第1号)

改正 平成29年指宿広域市町村圏組合告示第1号

改正 令和6年指宿広域市町村圏組合告示第2号

(目的及び設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物管理型最終処分場(以下「管理型処分場」という。)の建設及び運営に当たって、地域住民の安全の確保及び生活環境の保全を図るため、管理型処分場に係る環境保全協定書(以下「協定書」という。)第17条の規定に基づき、一般廃棄物管理型最終処分場安全監視委員会(以下「安全監視委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 安全監視委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 管理型処分場の建設について、必要な監視をすること。
- (2) 管理型処分場周辺の定期的な監視をすること。
- (3) 管理型処分場周辺流域の水質等の監視及び確認をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公害や災害防止のために必要な監視をすること。

(組織)

第3条 安全監視委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について管理者が委嘱する。

- (1) 郡地区公民館を代表する者 3名
- (2) 郡地区自治公民館長から推薦された者 3名
- (3) 関係市の所管課長 各1名

3 安全監視委員会に委員長及び副委員長各1名を置くものとし、委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は、安全監視委員会を代表し、会務を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 安全監視委員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 安全監視委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の開催は、原則年2回とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時の会議を開催することができる。

3 安全監視委員会における議決は、出席委員の過半数をもって議決する。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 安全監視委員会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、安全監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が安全監視委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年12月26日から施行する。

(安全監視委員会の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあつては、管理者が会議を招集する。

附 則 (平成29年3月29日指宿広域市町村圏組合告示第1号)

この告示は、平成29年3月29日から施行する。

附 則 (令和6年2月22日指宿広域市町村圏組合告示第2号)

この告示は、令和6年2月22日から施行する。